

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

寒川町長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料賦課し、徴収、未納者への督促及び滞納処分等を行う。</p> <p>また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。</p> <p>寒川町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険資格の取得、喪失の決定          ②介護保険料額の算定          ③納入通知書による介護保険料額の通知          ④介護保険料の納入状況の管理          ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施          ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施          ⑦介護保険に係わる証明書の発行          ⑧介護保険被保険者台帳の照会          ⑨保険者事務共同処理業務</p> <p>高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>※当町では、「⑨保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>(公金受取口座を活用した還付及び給付の実施)          介護保険料の還付及び高額介護サービス費等の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システム</li> <li>・要介護認定支援システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・EUCシステム</li> <li>・統合収納管理システム</li> <li>・統合滞納管理システム</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・伝送通信ソフト(※)</li> <li>・統合宛名管理システム</li> </ul> <p>※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル・マイナポータル申請管理</li> <li>・e-kanagawa電子申請システム</li> </ul>
<h2>2. 特定個人情報ファイル名</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険関係ファイル</li> <li>・統合収納関係ファイル</li> <li>・統合滞納関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> </ul>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法(利用範囲)            &lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt;            上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「介護保険」が含まれる項(100の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条</p> <p>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠&gt;</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠&gt;</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(131、132の項)</p> <p>&lt;国保連合会が実施する保険者事務共同処理業務&gt;</p> <p>・介護保険法 第41条第10項及び第176条第1項第1号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[            十分である            ]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[            十分である            ]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手に関する対策・・・介護保険システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。／国保連合会からの入手における措置：入手元を伝送通信ソフト(国保連合会の介護保険審査支払システム)に限定し、関連性や妥当性のチェックを行っている。／伝送通信ソフトでは個人番号を表示せず、誤った対象者に関する情報の入手を防止している。</p> <p>② 必要な情報以外を入手することを防止する対策・・・介護保険システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。／複数人による二重チェックを実施している。／国保連合会からの入手における措置：入手元を伝送通信ソフト(国保連合会の介護保険審査支払システム)に限定し、指定されたインタフェースによって配信されるデータのみを入手している。</p> <p>③ 不正な使用を防止する対策・・・介護保険システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。／住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。／庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。／国保連合会からの入手における措置：伝送通信ソフトを用いて、指定されたインタフェースでしか入手できないようシステムで制御している。</p> <p>④ 特定個人情報の使用に関する対策・・・介護保険システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。／庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。／アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。／伝送通信ソフトにおける措置：受給者情報異動連絡票データおよび受給者情報訂正連絡票データを暗号化して送信することで、データの漏えいや改ざんを防止している。</p> <p>⑤ ユーザ認証の管理・・・介護保険システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。／不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。／伝送通信ソフトにおける措置：個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施している。／共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。</p> <p>■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> </ul> <p>② 移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> </ul> <p>③ テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> </ul> <p>④ 相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ul>
9. 監査	
実施の有無	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査</p>
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[            十分に行っている            ]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8 ] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

判断の根拠	<p>■寒川町における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・セキュリティワイヤーによる固定／のぞき見防止の配置</p> <p>②技術的安全管理措置・・・介護保険システムへのアクセス時における二要素認証／ウイルス対策ソフトウェアの導入／外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>③移行作業時に関する措置・・・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>■中間サーバ・プラットフォーム(以下「中間SVPF」という。)における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・中間SVPFは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」という。)に登録されたクラウドサービス事業者(以下「CSP」という。)が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はCSPが実施する。なお、CSPは、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けており、日本国内でデータを保管している。</p> <p>②技術的安全管理措置・・・中間SVPFではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。／中間SVPFでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。／導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。／中間SVPFは、CSPが保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。／中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間SVPFの事業者及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。／中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。／中間SVPFの移行の際は、中間SVPFの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>■ガバメントクラウド(以下「ガバクラ」という。)における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・ガバクラについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、CSPが保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。／事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>②技術的安全管理措置・・・国及びCSPは利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。／地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」)(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下「運用管理補助者」という。)は、ガバクラが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。／CSPは、ガバクラに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。／CSPは、ガバクラに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。／地方公共団体が委託したASP又は運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。／ガバクラの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体やASP又は運用管理補助者の運用保守地点からガバクラへの接続については、閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体が管理する業務データは、国及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、93、94、95及び117の項)	別表第二(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108及び117の項)	事後	
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第47条	第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第31条、第32条、第33条、第41条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3	事後	
平成28年12月28日	I-5②所属長	高齢介護課長 高橋 郁夫	高齢介護課長 鈴木 隆俊	事後	
平成30年4月17日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険資格の取得、喪失の決定</li> <li>②介護保険料額の算定</li> <li>③納入通知書による介護保険料額の通知</li> <li>④介護保険料の納入状況の管理</li> <li>⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施</li> <li>⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施</li> <li>⑦介護保険に係わる証明書の発行</li> <li>⑧介護保険被保険者台帳の照会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険資格の取得、喪失の決定</li> <li>②介護保険料額の算定</li> <li>③納入通知書による介護保険料額の通知</li> <li>④介護保険料の納入状況の管理</li> <li>⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施</li> <li>⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施</li> <li>⑦介護保険に係わる証明書の発行</li> <li>⑧介護保険被保険者台帳の照会</li> <li>⑨保険者事務共同処理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。</li> <li>また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>※当町では、「⑨保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月17日	I-1③システムの名称	介護保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	介護保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月17日	I-4②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、93、94、95及び117の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第31条、第32条、第33条、第41条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号並びに別表第二の項番号、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「令第7号」という。)の条項 1の項、2の項(令第7号第2条第2号、同条第3号ロ、同条第8号ハ)、3の項(令第7号第3条第3号、同条第4号ロ、同条第9号ハ)、4の項、5の項(令第7号第5条第2号)、6の項(令第7号第6条第1号イ、同条第5号ロ)、8の項(令第7号第7条第3号二)、11の項(令第7号第10条第3号二)、17の項(令第7号第12条の3第3号)、22の項(令第7号第15条第3号)、26の項(令第7号第19条第1号レ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、30の項、33の項(令第7号第22条の2第1号、同条第2号ロ、同条第6号ロ)、39の項(令第7号第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ)、42の項(令第7号第25条第3号ハ)、43の項(令第7号第25条の2第7号)、56-2の項(令第7号第30条第9号)、58の項(令第7号第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ)、61の項(令第7号第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号)、62の項(令第7号第33条第5号)、80の項(令第7号第43条第3号ハ)、81の項(令第7号第43条の2第8号ロ)、87の項(令第7号第44条第1号レ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、88の項、90の項、94の項(令第7号第47条第1項第1号)、95の項、97の項(令第7号第49条第2号ハ)、108の項(令第7号第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ)、109の項(令第7号第55条の2第1号ハ、同条第2号)、117の項、120の項(令第7号第59条の3第3号二)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号並びに別表第二の項番号、及び令第7号の条項 93の項(令第7号第46条)、94の項(令第7号第47条)</p>	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	高齢介護課長 鈴木 隆俊	高齢介護課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の項番号、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「令第7号」という。)の条項</p> <p>1の項、2の項(令第7号第2条第2号、同条第3号口、同条第8号ハ)、3の項(令第7号第3条第3号、同条第4号口、同条第9号ハ)、4の項、5の項(令第7号第5条第2号)、6の項(令第7号第6条第1号イ、同条第5号ロ)、8の項(令第7号第7条第3号ニ)、11の項(令第7号第10条第3号ニ)、17の項(令第7号第12条の3第3号)、22の項(令第7号第15条第3号)、26の項(令第7号第19条第1号シ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、30の項、33の項(令第7号第22条の2第1号、同条第2号ロ、同条第6号ロ)、39の項(令第7号第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ)、42の項(令第7号第25条第3号ハ)、43の項(令第7号第25条の2第7号)、56-2の項(令第7号第30条第9号)、58の項(令第7号第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ)、61の項(令第7号第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号)、62の項(令第7号第33条第5号)、80の項(令第7号第43条第3号ハ)、81の項(令第7号第43条の2第8号ロ)、87の項(令第7号第44条第1号シ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、88の項、90の項、94の項(令第7号第47条第1項第1号)、95の項、97の項(令第7号第49条第2号ハ)、108の項(令第7号第55条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第8号ロ)、109の項(令第7号第55条の2第1号ハ、同条第2号)、117の項、120の項(令第7号第59条の3第3号ニ)</p> <p>【情報照会の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の項番号、及び令第7号の条項  93の項(令第7号第46条)、94の項(令第7号第47条)</p>	<p>【情報提供の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、93、94、97、109、109、119</p> <p>並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の 93、94の項  令第7号の第46条、第47条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	I-4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の第2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 93, 94, 97, 109, 109, 119</p> <p>並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の 93, 94の項  令第7号の第46条、第47条</p>	<p>【情報提供の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 119</p> <p>並びに  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。） 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の第93, 94の項  内閣府・総務省令第7号の第46条、第47条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	Ⅱ-2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 119</p> <p>並びに  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】  番号法第19条第7号並びに別表第二の第93, 94の項  内閣府・総務省令第7号の第46条、第47条</p>	<p>【情報提供の根拠】  番号法第19条第8号並びに別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 119</p> <p>並びに  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】  番号法第19条第8号並びに別表第二の第93, 94の項  内閣府・総務省令第7号の第46条、第47条</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月25日	I-1②事務の概要	<p>①介護保険資格の取得、喪失の決定  ②介護保険料額の算定  ③納入通知書による介護保険料額の通知  ④介護保険料の納入状況の管理  ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施  ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施  ⑦介護保険に係わる証明書の発行  ⑧介護保険被保険者台帳の照会  ⑨保険者事務共同処理業務  高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。  また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。  ※当町では、「⑨保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>	<p>①介護保険資格の取得、喪失の決定  ②介護保険料額の算定  ③納入通知書による介護保険料額の通知  ④介護保険料の納入状況の管理  ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施  ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施  ⑦介護保険に係わる証明書の発行  ⑧介護保険被保険者台帳の照会  ⑨保険者事務共同処理業務  高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。  また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。  ※当町では、「⑨保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>(公金受取口座を活用した給付の実施)  手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月25日	I-1③システムの名称	<p>介護保険システム            収納管理システム            滞納管理システム            統合宛名システム            中間サーバー            伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>	<p>介護保険システム            収納管理システム            滞納管理システム            統合宛名システム            中間サーバー            伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p> <p>マイナポータル・マイナポータル申請管理            e-kanagawa電子申請システム</p>	事前	
令和7年9月30日	I-1②事務の概要	<p>(公金受取口座を活用した給付の実施)            手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	<p>(公金受取口座を活用した還付及び給付の実施)            介護保険料の還付及び高額介護サービス費等の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	事後	
令和7年9月30日	I-1③システムの名称	<p>介護保険システム            収納管理システム            滞納管理システム            統合宛名システム            中間サーバー            伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p> <p>マイナポータル・マイナポータル申請管理            e-kanagawa電子申請システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システム</li> <li>・要介護認定支援システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・EUCシステム</li> <li>・統合収納管理システム</li> <li>・統合滞納管理システム</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・伝送通信ソフト(※)</li> <li>・統合宛名管理システム</li> </ul> <p>※)伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル・マイナポータル申請管理</li> <li>・e-kanagawa電子申請システム</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	資格情報ファイル 賦課情報ファイル 受給者情報ファイル 給付実績情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険関係ファイル</li> <li>・統合収納関係ファイル</li> <li>・統合滞納関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> </ul>	事後	
令和7年9月30日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条別表第一の第68の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法(利用範囲)  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt;</li> <li>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「介護保険」が含まれる項(100の項)</li> </ul> </li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条</li> <li>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 119</p> <p>並びに 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の第93, 94の項 内閣府・総務省令第7号の第46条、第47条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞ ・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項)</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞ ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(131, 132の項)</p> <p>＜国保連合会が実施する保険者事務共同処理業務＞ ・介護保険法 第41条第10項及び第176条第1項第1号</p>	事後	
令和7年9月30日	II-1 対象人数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	II-2 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	IV-8 人手を介在させる作業	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	